

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成23年11月22日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇の宅造違反案件に関する平成23年9月、10月の業務報告書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇の宅造違反案件に関する平成23年9月、10月の業務報告書」を特定し、これについては、条例第10条に該当することを理由に、開示請求を拒否する、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月1日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成23年12月14日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成24年1月6日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
異議申立人は、自らが所有する土地の隣地が、宅地造成等規制法違反状態にあるとし、国民のプライバシーの保護は、法律を遵守している者に保証された権利であり、法律を犯した者のプライバシーは、その法律に関係している内容について、プライバシーが保護されないことは当然であり、本案件は、それに相当し、県の対応に違法性があることから、公開されるべきとする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象となった公文書は、特定された土地において、事業活動を行う法人が、宅地造成等規制法の規定に違反をしていることが前提となっているものであり、仮に存在していることが分かれば、当該法人の社会的信用が損なわれ、不利益が生じ、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものである。したがって、その存否を答えることは、条例第7条第3号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する決定を行ったものであるとする。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、〇〇〇〇〇に係る宅地造成等規制法違反案件に関する平成23年9月及び10月の業務報告書である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

(1) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを定めている。

(2) 条例第10条（存否応答拒否）の規定について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、通常、開示請求に対しては当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合を定めている。

3 非開示理由条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件開示請求は、特定された土地を対象とする、当該土地において事業活動を行う法人の宅地造成等規制法違反について、実施機関が特定年月において行った業務を内容とする報告書の開示を求めるものであることからすると、本件対象公文書の存否を答えるだけで、当該法人の宅地造成等規制法違反に関する情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

仮に、本件対象公文書が存在し、そのことが公にされた場合、何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性は高く、その結果、当該法人に対する信用の低下による取引先との関係の悪化等が生じることが予想され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を損なわれるおそれは否定できない。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第7条第3号の非開示情報を開示することとなることから、条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであると認められる。

4 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1 月 6 日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 2 月 1 4 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成24年 5 月 1 8 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成24年 6 月 2 2 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成24年 7 月 2 5 日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成24年 8 月 2 4 日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成24年 9 月 2 8 日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成24年 1 2 月 7 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
釜 瀬 司	岡山県広域水道企業団 事務局長	